「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	程島地区地区計画
	建築してはならない建築物
	(1) 法別表第2(い)項第1号及び第3号(寄宿舎を除く。)に掲げるもの
建築物の用途の制限	(2) 店舗兼用住宅
	(3) 法別表第2(に)項第3号,第5号及び第6号に掲げるもの
	(4) 法別表第2(ほ)項第2号に掲げるもの
壁面の位置の制限	隣地境界線からは 1.5m, 道路境界線からは2m(開発区域をひとつの敷地として判断する。)。
垣又は柵の構造、高	道路に面する垣又は柵の構造は,生垣又は高さ1.5m以下のフェンスで透視が可能な形状のもの
さ,形状又は材料の制	ただし、門柱、門扉その他これに類するものは、この限りでない。(*1)
限(高さは道路面から	
の高さによる)	
盛土の高さの制限	0.5m未満。
(高さは前面道路か	ただし、築山等はこの限りでない。
らの高さによる)	

[※]用語の説明…建築基準法は「法」、建築基準法施行令は「令」という。

[※]地区計画条例による制限の内容の詳細については, 建築行政課へお問い合わせください。 お問い合わせ先: 新潟市役所 建築行政課 電話:025-226-2849(直通)

^{*1}は、条例第8条に定められている規定です。